

北上市空き家情報の外部提供に関する要領

令和5年3月31日市長決裁

(目的)

第1 この要領は、市が空き家に関する情報（以下「空き家情報」という。）を、空き家の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意があるときに限り、空き家対策（空き家の適切な管理、利活用、流通等をいう。以下同じ。）を行う事業者を提供することにより、空き家対策を促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住その他の使用がなされていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）であって、市の区域内に存するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 空き家情報 次に掲げるものをいう。
 - ア 空き家の所在地
 - イ 所有者等の氏名
 - ウ 所有者等の住所
 - エ 所有者等の連絡先
 - オ 所有者等における空き家の所有関係
 - カ 空き家の構造、状態等に関する事項
 - キ 空き家の管理、利活用及び解体等に関する所有者等の意向
 - ク その他市長が必要と認める事項
- (3) 加盟事業者 一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岩手県本部に加盟する事業者をいう。
- (4) 空き家対策組織 加盟事業者が所属し、空き家対策を行う組織をいう。
- (5) 所属事業者 空き家対策組織を構成する、加盟事業者及びその他の事業者等をいう。

(登録の対象)

第3 空き家情報の提供を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 加盟事業者又は空き家対策組織であること。
- (2) 加盟事業者が市内に事業所を有していること。
- (3) 空き家対策組織においては、事務局として市との連絡窓口となる者がいること。
- (4) 提供があった空き家情報に係る所有者等に対し、空き家対策に関する提案、相談、交渉等を直接行うことができる者であること。
- (5) 加盟事業者が、納期の到来している市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の対象としない。

- (1) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）に規定する暴力団若しく

は暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認めるに足りる相当の理由がある者

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
(登録の申請)

第4 空き家情報の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市空き家情報提供事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 申請者の定款等の写し
- (3) 申請者又は所属事業者の空き家対策に係る取扱業務がわかる書類
- (4) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて事業を行う加盟事業者にあたっては、当該免許の写し
- (5) 加盟事業者が本市の市税を滞納していないことがわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第5 市長は、第4の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、北上市空き家情報提供事業者登録承認（不承認）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録の承認を受けた者（以下「登録事業者」という。）及び所属事業者を北上市空き家情報提供事業者名簿（以下「名簿」という。）に登録し、当該名簿を公表するものとする。

（登録内容の変更及び抹消）

第6 登録事業者は、名簿に記載された内容に変更が生じたとき、又は空き家対策に係る事業を廃止するときは、速やかに北上市空き家情報提供事業者登録変更（廃止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合のほか、市長は、登録事業者又は所属事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者について、空き家情報の提供を取り消し、提供した空き家情報の利用停止、返還若しくは破棄を命じ、又は名簿から抹消することができる。

- (1) 第3に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 所有者等に虚偽又は悪質な勧誘等を行ったとき
- (3) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動等を行ったとき
- (4) 登録内容に虚偽があったとき
- (5) 誓約事項に違反したとき
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を北上市空き家情報提供事業者登録抹消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 第5第2項の規定は、登録内容の変更及び抹消について準用する。

（外部提供に係る手続）

第7 市長は、空き家情報を登録事業者に提供することについて、所有者等の同意を

得ようとするときは、当該所有者等に北上市空き家情報の外部提供に関する同意書（様式第6号）を提出させるものとする。

2 市長は、前項に規定する所有者等の同意があったときに限り、当該所有者等に係る空き家情報を、北上市空き家情報の提供について（様式第7号）により登録事業者に提供するものとする。

（報告）

第8 登録事業者は、空き家情報を利用した空き家対策が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく北上市空き家情報の外部提供に関する報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家対策を完了したとき
- (2) 空き家対策を中止したとき
- (3) 空き家対策に関する苦情等が発生したとき
- (4) その他市長が必要と認めたとき

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 4 関係）

北上市空き家情報提供事業者登録申請書

年 月 日

北上市長 様

申請者

所在地

事業者名

代表者名

北上市空き家情報の外部提供に関する要領第 4 の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

1 登録内容

事業者名		
所属事業者		
事務局となる事業者名		
事務局の所在地		〒
担当者 連絡先	電話番号	
	E-mail	
ホームページ等		
対応可能な空き家対策	<input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃貸
	<input type="checkbox"/> リフォーム	<input type="checkbox"/> 解体
	<input type="checkbox"/> 管理（内容：	）
	<input type="checkbox"/> その他（内容：	）
事業者概要 活動内容等		

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 申請者の定款等の写し
- (3) 申請者又は所属事業者の空き家対策に係る取扱業務がわかる書類
- (4) 宅建業免許を受けて事業を行う加盟事業者にあたっては、当該免許の写し
- (5) 加盟事業者が本市の市税を滞納していないことがわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4関係）

誓約書

北上市から提供を受けた空き家情報を利用した空き家対策に関し、誠意をもって取り組むこととし、以下のとおり誓約します。

- 1 関係する法令等を遵守します。
- 2 空き家情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守します。
 - (1) 取扱責任者を定めること。
 - (2) 漏えい、滅失、改ざん及び毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 利用目的以外の使用を行わないこと。
 - (4) 複写及び複製を行わないこと。
 - (5) 市長から空き家情報の利用停止、返還又は破棄を命じられたときは、直ちに指示に従うこと。
 - (6) 事故等が発生したときは、直ちに市長に報告すること。
 - (7) 前各号のほか、個人情報保護に関する措置を講ずること。
- 3 空き家情報を利用した空き家対策に関する費用が発生するときは、あらかじめ所有者等に対し費用の有無及び金額を説明し、その同意を得ることとします。
- 4 空き家情報を利用した空き家対策に関する苦情等が発生したときは、直ちに問題解決のために対応するとともに、速やかに市長に報告します。
- 5 空き家情報を利用した空き家対策に関する一切の紛争については、当事者間で解決します。
- 6 登録申請した内容に虚偽はありません。
- 7 登録内容について、北上市ホームページ等で公開することに同意します。

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名

印

年 月 日

北上市空き家情報提供事業者登録承認（不承認）通知書

様

北上市長

年 月 日付で申請のありました北上市空き家情報提供事業者登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分		承認・不承認
承認（不承認）の理由		
事業者名		
所属事業者		
事務局となる事業者名		
事務局の所在地		〒
事務局 連絡先	電話番号	
	E-mail	
ホームページ等		
対応可能な空き家対策		<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 管理（内容： ） <input type="checkbox"/> その他（内容： ）
事業者概要 活動内容等		

2 注意事項

- (1) 登録内容に変更があったときは、速やかに市に届け出ること
- (2) 北上市空き家情報の外部提供に関する要領及び関係法令等を遵守すること

様式第4号（第6関係）

北上市空き家情報提供事業者登録変更（廃止）届出書

年 月 日

北上市長 様

申請者
所在地
事業者名
代表者名

北上市空き家情報の外部提供に関する要領第6の規定に基づき、次のとおり登録内容の変更（廃止）を届け出ます。

1 登録内容

事業者名		
所属事業者		
事務局となる事業者名		
事務局の所在地		〒
事務局 連絡先	電話番号	
	E-mail	
ホームページ等		
対応可能な空き家対策		<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 管理（内容： ） <input type="checkbox"/> その他（内容： ）
変更（廃止）内容		

2 添付書類

- (1) 所属事業者が追加される場合、その事業者及び取扱業務がわかる書類
- (2) 宅建業免許を受けて事業を行う所属事業者にあたっては、当該免許の写し
- (3) 本市の市税を滞納していないことがわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 6 関係）

北都第 号
年 月 日

様

北上市長

北上市空き家情報提供事業者登録抹消通知書

北上市空き家情報の外部提供に関する要領第 6 の規定により、次のとおり登録を抹消しましたので通知します。

記

抹消の理由

様式第6号（第7関係）

北上市空き家情報の外部提供に関する同意書

年 月 日

北上市長 様

住 所
氏 名
連絡先

㊞

私は、説明事項を理解した上で、次のとおり空き家情報を外部提供することに同意します。

記

1 空き家情報

空き家の所在地	住 所	
	地 番	
所有者等	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
	所有関係	
空き家の構造、状態等に関する事項		
空き家の管理、利活用及び解体等に関する所有者等の意向（複数選択可）	<input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃貸
	<input type="checkbox"/> リフォーム	<input type="checkbox"/> 解体
	<input type="checkbox"/> 管理（内容：	）
	<input type="checkbox"/> その他（内容：	）
その他特記事項		

2 同意する情報提供先

裏面名簿から選択してください。

（所有者等の同意があるときに限り、事業者に対し空き家情報を提供します。）

別紙（様式第6号関係）

北上市空き家情報の外部提供に関する説明事項

- 1 これは、北上市個人情報保護条例（平成17年条例第15号）第5条第2項第1号の規定に基づき、個人情報等の外部提供にあたって、所有者等の同意を得ようとするものです。
- 2 外部提供の目的は、不動産、建築、金融等それぞれの分野において専門的知見を有する事業者へ空き家情報を提供することにより、市と事業者が連携して北上市空き家対策計画の基本方針となる「空き家の適切な管理の促進と発生予防」、「空き家の利活用の推進」及び「空き家に対する適切な措置」に取り組むためです。
- 3 提供する個人情報は、同意書に記載された「空き家情報」です。
- 4 提供の対象は、同意書裏面「北上市空き家情報提供事業者名簿」に登録された事業者です。

登録事業者については、関係する法令等を遵守し、空き家情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の適切な管理に努め、空き家情報を利用した空き家対策に誠意をもって取り組むことを誓約しています。
- 5 所有者等の同意があるときに限り、事業者に対し空き家情報を提供します。所有者等の同意がないときは、外部提供されません。
- 6 空き家情報の提供を受けた事業者は、所有者等に対し空き家対策に関する提案、相談、交渉等を直接行います。この提案等に基づく契約等については、市は直接関与しません。また、この空き家対策に関する一切の紛争については、当事者間で解決していただきます。

なお、この空き家対策については、必ずしも所有者等に実施を義務付けるものではありません。また、所有者等が抱える空き家に関する課題の解決等を保証するものではありません。
- 7 事業者の提案等については、内容に応じて費用が発生する場合があります。その場合は、あらかじめ事業者が所有者等に対し費用の有無及び金額を説明し、その同意を得ることとしています。
- 8 空き家情報の外部提供に関する取組みについては、北上市都市整備部都市計画課が所管しています。

様式第7号（第7関係）

北上市空き家情報の提供について

年 月 日

様

北上市長

次の空き家情報を外部提供することについて、所有者等から同意がありましたので、北上市空き家情報の外部提供に関する要領第7第2項の規定に基づき、情報提供します。

記

1 空き家情報

空き家の所在地	住所	
	地番	
所有者等	氏名	
	住所	
	連絡先	
	所有関係	
空き家の構造、状態等に関する事項		
空き家の管理、利活用及び解体等に関する所有者等の意向	<input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃貸
	<input type="checkbox"/> リフォーム	<input type="checkbox"/> 解体
	<input type="checkbox"/> 管理（内容：	）
	<input type="checkbox"/> その他（内容：	）
その他特記事項		

2 注意事項

北上市空き家情報の外部提供に関する要領及び関係法令等を遵守すること

様式第 8 号(第 8 関係)

北上市空き家情報の外部提供に関する報告書

年 月 日

北上市長 様

申請者
所在地
事業者名
代表者名

北上市空き家情報の外部提供に関する要領第 8 の規定に基づき、次のとおり報告します。

空き家の 所在地	住 所	
	地 番	
所有者等	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
取 扱 責 任 者		
報 告 内 容		